

令和7年12月吉日

各保育給付認定保護者の皆様



社会福祉法人なでしこ会

令和6年度施設型給付費等（公定価格）の額に係る法定代理受領の通知について

令和6年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保育給付認定保護者について、「本園に係る各保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

具体的な額を確認されたい場合は、お手数ですが個別にお問い合わせいただければと思います。

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みが「法定代理受領」です）。

○「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、今般ホームページに掲載することで、令和6年度の実績報告をするものです。

（あくまで実績をお知らせするものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和7年10月10日

第三なでしこ保育園

様

熊谷市長 小林 哲也
(公 印 省 略)

令和6年度の公定価格の額について

貴施設（事業）における令和6年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。

		0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4 歳以上児
保 育 標 準 時 間 認 定	4 月	278,610円	184,340円	123,700円	105,200円
	5 月	277,880円	183,610円	122,970円	104,470円
	6 月	277,540円	183,270円	122,630円	104,130円
	7 月	276,900円	182,630円	121,990円	103,490円
	8 月	276,280円	182,010円	121,370円	102,870円
	9 月	276,280円	182,010円	121,370円	102,870円
	10 月	275,440円	181,170円	120,530円	102,030円
	11 月	275,720円	181,450円	120,810円	102,310円
	12 月	275,720円	181,450円	120,810円	102,310円
	1 月	275,720円	181,450円	120,810円	102,310円
	2 月	275,720円	181,450円	120,810円	102,310円
	3 月	286,310円	192,040円	131,400円	112,900円
保 育 短 時 間 認 定	4 月	268,010円	173,740円	113,100円	94,600円
	5 月	267,280円	173,010円	112,370円	93,870円
	6 月	266,940円	172,670円	112,030円	93,530円
	7 月	266,300円	172,030円	111,390円	92,890円
	8 月	265,680円	171,410円	110,770円	92,270円
	9 月	265,680円	171,410円	110,770円	92,270円
	10 月	264,840円	170,570円	109,930円	91,430円
	11 月	265,120円	170,850円	110,210円	91,710円
	12 月	265,120円	170,850円	110,210円	91,710円
	1 月	265,120円	170,850円	110,210円	91,710円
	2 月	265,120円	170,850円	110,210円	91,710円
	3 月	275,710円	181,440円	120,800円	102,300円

（注）上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中で退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要がある。